

明石市は被害者を見捨てない 旧優生保護法被害者

「旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例」が2021年12月に施行されました。被害にあわれた方の悲しみに寄り添い、その尊厳の回復を支援する

支援条例が施行されました

ことで、真の共生社会を目指すためのものです。明石市はこれからも、障害のある人もない人も、誰一人取り残さないやさしいまちづくりを進めていきます。

全国初

特集

第2弾



条例のポイント

1 優生思想を許さないまちづくり

障害者の尊厳を傷つける事態を二度と繰り返すことのないように、優生思想を許さないまちづくりを推進します。

2 支援金を支給

子どもを産み育てる権利を奪われた苦しみに加えて、長く差別や偏見に苦しんできた被害者に対し、**支援金(300万円)**を支給します。

3 配偶者も対象

支援金は、旧優生保護法の規定に基づく優生(不妊)手術や人工妊娠中絶を受けた人だけでなく、その配偶者も対象としています。

旧優生保護法とは…

旧優生保護法(1948年～1996年)は、障害者などに対し「不良な子孫の出生を防止する」として、本人の同意なく中絶や不妊手術を行うことを認めた法律。

1996年に優生保護法が母体保護法に改正されるまで、約2万5000人が手術を強いられた。2019年4月、被害者への謝罪と一時金の支給を盛り込んだ救済法が成立した。

小林夫妻*の裁判について

昭和35年夏、聴覚に障害のある小林喜美子さんは、説明や同意もなく中絶・不妊手術を受けさせられました。小林夫妻は、国に対して損害賠償と謝罪を求め、訴えを起こしましたが、神戸地裁では旧優生保護法が憲法に違反することは認められたものの損害賠償については、除斥期間を理由に認められませんでした。

*市内在住で聴覚に障害があり、旧優生保護法の被害者でもある小林喜美子さん・喜美子さんご夫妻



		国	明石市
		一時金支給法	旧優生保護法被害者支援条例
優生手術(不妊)	本人	○	○
	配偶者	×	○
人工妊娠中絶	本人	×	○
	配偶者	×	○
申請期間		5年	無期限
金額		320万円	300万円

障害のある人もない人も、誰一人取り残さないまちづくりの象徴に

市はこれまで、障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用の助成や、犯罪にあわれた方への支援を積極的に進めてきました。

また、市は、SDGs未来都市に選定されており、本条例はこれらの象徴的な存在として位置づけられています。

障害者支援

被害者支援

全国初

合理的配慮助成など

全国初

立替支援金300万円など

誰一人取り残さない / エスディージーズ SDGs 推進

県内初

SDGs未来都市に選定

旧優生保護法被害者支援条例

条例案に多くの意見が寄せられました

優生思想と向き合うという事は、障害のあるなしに関わらず、誰もが安心して働き、お互いが支え合い、助け合って生きていく社会を目指すこと。これは、明石市が掲げるインクルーシブ社会の実現だと思ふ。



寄せられた540通のパブリックコメント

自分が恥ずかしい。知らなかった。優生保護法を

強制中絶という行為が本人だけでなく配偶者にも影響することはあたり前。その配偶者も支援の対象としている点は今の社会の人権意識にも、これからの人権意識の発展にも耐えうる内容だと思ふ。

条例制定までの主な動き

2018年

小林夫妻市長と面談

2021年

優生被害者支援アドバイザー委嘱

条例素案に対するパブリックコメント実施

9月議会条例案を上程・否決

条例修正案に対するパブリックコメント実施

あすくが請願書を提出
※明石市障害当事者等団体連絡協議会

12月議会条例案を上程・可決

2019年 国の一時金支給法成立(本人のみ対象 / 人工妊娠中絶は対象外 / 申請期間5年)



市内10か所に相談窓口設置(2018年)



広報あかし 2021年7月15日号に対談記事を掲載



広報紙などで広く意見を募集



条例制定を喜ぶ小林夫妻

もしかしたらご自身や家族が被害者かもしれないと思われる方は

市民相談室(時間/平日午前9時～午後5時)

TEL 918-5002 FAX 918-5102

パンフレットができましたホームページでご覧いただけます



条例の解説も

優生被害者支援アドバイザーから(全国障害者団体代表や弁護士などで構成)

・本条例のキーワードは、「尊厳の回復」「市民等の理解促進」。これまでの歴史と向き合い、優生思想を克服していく努力を積み重ね、今後に活かしていくことが、真に分け隔てられることのない共生社会づくりにつながるはず。

・人の存在価値や命の重みに優劣をつける優生思想は、障害がない人にとっても無関係のものではありません。

明石市の障害当事者から喜びの声

・この条例は、単に被害者等への支援や尊厳の回復のみならず、根底にある差別意識、優生意識に対して真正面から向き合う、全国自治体で初めてのものです。

・本条例が広く市民の方々に理解され、さらに住みやすいまち明石になること、そして「やさしいまち明石」の理念が他のまちに波及し、日本全体がやさしい市町村になっていくことを心から願います。